

# 都市・地域社会学と部落問題研究

山本崇記 静岡大学

本報告では、報告者のアカデミックキャリア（約20年）を振り返りながら、部落問題研究として取り組んできたことの成果と課題、今後の展望について、紹介させて頂く。これから部落問題研究に取り組む、既に取り組んでいる若手研究者の一助となれば幸いである。

## アカデミックキャリアの初期

報告者は、2003年から2009年にかけて立命館大学大学院先端総合学術研究科一貫制博士課程に在籍した。博士学位請求論文のタイトルは、「差別と社会運動の社会学—京都市都市下層地域における反差別の社会運動を中心に」である。指導教員は、社会学者ではあったが、青い芝等の障害者運動の研究者でもあり、直接的に、部落問題研究者の指導を受けた経験はない。ただ、京都市内の大学に在籍していた部落問題研究の先生方から、様々な助言やサポートを頂いた。その一環で、2005年から崇仁地区すうじんに関わり、柳原銀行記念資料館やNPO法人崇仁まちづくりの会といった地元団体の活動にコミットしながら、参与調査の形をとりながら、研究活動を進めた。一方で、隣の街は、在日朝鮮人集住地域の東九条であった。そちらでも、民間セトルメントとしてスタートした希望の家等で働かせて頂きながら、同じく参与調査の形をとり、研究活動を進めた。

## 初発の問題意識

私自身の問題意識の核にあるのは、被差別部落民と在日朝鮮人の関係性である。キムチョンミさんの『水平運動史研究—民族差別批判』（現代企画室、1994）に強いインパクトを受けた。崇仁地区で生じた「オールロマンス闘争」（1951）に対する民族差別批判である。社会学ではこれを「複合差別」の一形態として取り上げる議論も出た。それでは、実際に両地域の関係性はどうか。部落解放運動と同和行政による「排除」という側面のみしか存在しないのか。そういったことを、双方の地域をまたがり、行き来しながら、都市政策、コミュニティ組織、住民運動、隣保事業、人々の意識や語りといった点から検証していった。

その成果は、『住民運動と行政権力のエスノグラフィ—差別と住民主体をめぐる〈京都論〉』（晃洋書房、2020）として出版した。近年、博士論文提出後に、すぐに出版化することは比較的容易となっており、実際にそのような若手研究者は多い（社会学の場合）。博士号取得前後に就職したり、非常勤講師の仕事が忙しくなってくると、出版化が遠のくということはよく起こることで、確かに、粗削りでも、博論提出即出版、というのは推奨されることかと思う。私の場合は、内容的に不十分でもあり、出版は急がず、日本都市社会学会や地域社会学会、日本社会学会等の学会誌へ独立した論文としての投稿に力を入れていったことで、かえって、一冊の単著にするにはまとまりを欠く状態となっていたことが、出版の大幅な遅れに影響したと悔いが残る。

本来であれば、2011年から2013年の日本学術振興会特別研究員（PD）、2013年から2015年の（公財）世界人権問題研究センター専任研究員の時期に、出版化までこぎつけるべきだったが、その時点では、フィールド先でのソーシャルワーカーとしての将来に強いモチベーションが移っていたため、自身のアカデミックキャリアはこの時点で終止符を打つつもりでいた。ただ、縁があり（数十件の公募へのトライを通じて）、2015年から静岡大学人文社会科学部に勤めることとなった。採用時の専門領域は、都市・地域社会学であり、部落問題研究との関連はなかった。その意味では、部落問題研究を柱に据えつつも、それを捉える理論的・方法論的分野をどこに置くのか（例えば歴史社会学や福祉社会学等）、といった射程を強く意識しながら、研究活動を方向付けられると、研究者としての評価の幅も広がると実感している。

## 知見と新たな課題

『住民運動と行政権力のエスノグラフィ』の知見としては、都市政策の優先順位（包摂が生み出す排除の連鎖）として、同和対策>スラム対策>「不法占拠地域」対策といったものが、崇仁地区・東九条地域を強く規定していたが、それとは逆の順で、反差別の社会運動が展開していたことの「発見」である。1970年代から90年代の変遷を住民運動研究の枠組みの中に位置付けるというものであった。その中で、部落青年と在日青年の連合体（小規模サークル）が、運動団体や党派性に規定されずに、強力な反差別の社会運動を展開し得たこと、そして、壮年層とコミュニティ組織を再編し、住民主体の形成に効果的に成功し得、画期的なまちづくりへと結実した点が重要である。その後、停滞していた同和対策やスラム対策にも好影響を与えていくことになり、2000年代になると、これらの地域全体が包摂的なコミュニティとしての到達点に至ったと言えることになる。

しかし、2009・2010年に生じた京都朝鮮学校襲撃事件に代表されるこの地域を襲ったヘイトスピーチ事案は、新たな課題に直面させることになった。私自身は、同事件の裁判（2010年～2014年）に関与しながら、朝鮮学校の移転・統合といった経緯に、地域における「非包摂」を見出した。これは「沈黙効果」の影響もある。一方、国家によるヘイトスピーチ被害に遭っている朝鮮学校が、かろうじて、被害を受けた子どもたちの朝鮮人としての自尊心を回復する重要な機能を果たしていることを、10年間の調査を通じて明らかにした。判決や法（ヘイトスピーチ解消法）では解決しきれない側面へのアプローチが社会学にとってできることの一つである。

これらの成果は、社会学の差別論の諸課題—現象学的傾向／他分野との没交渉／非実践性—の批判的検討も経て、『差別研究の現代的展開—理論・規制・回復をめぐる社会学』（日本評論社、2022）として出版した。現在、2021年に放火事件というヘイトクライムに遭ったウトロ地区に関わり、継続して、地域社会における差別被害のインパクトと被害回復の在り様について調査を行っている（研究成果が共著として出版予定）。

## 生活史と Buraku Studies

上記以外では、京都市内の被差別部落女性の生活史をまとめる作業（山本栄子『歩—識字を求め、部落差別と闘いつづける』解放出版社、2012）やクラウドファンディングを活用した鼎談本（山本栄子・山本崇記編『いま、部落問題を語る—新たな出会いを求めて』生活書院、2019）などにも取り組んだ。また、海外への Buraku Studies の発信は非常に重要で、法失効以後に起きた部落差別事象をヘイトスピーチとして位置付ける議論『Hate Speech in Japan』（Cambridge University Press、2021）や、同和地区隣保館を Settlement Studies の文脈に位置付ける議論『Handbook of Buraku』（University of Amsterdam Press、2026）の展開にも取り組んでいる。

## 目下の研究課題—隣保館研究／セツルメントスタディーズ

さて、現在、最も力を入れているのは隣保館研究である。2016年に施行された部落差別解消推進法以降、他の差別解消法とともに、隣保館がどのように機能強化を図られるのかという問題意識から、全国隣保館連絡協議会の協力のもと、全館への踏査を進めている。その中でも、兵庫県や静岡県では、フォーカス調査を行った。また、サバティカル（在外研究期間）を活用してオックスフォード大学に在籍し、世界初のセツルメントであるトインビーホール（ロンドン）での調査も行った。現在は、解放会館時代の大阪府・市の隣保事業と住民主体の関係性に強い関心を持っており、調査を進めている。

これらの研究の暫定的知見としては、①隣保館設置運営要項（厚労省）に基づくことができていない館の多さ、②厚労省の「期待」と設置自治体の位置付けの「落差」、③啓発>教育>福祉>差別というアプローチの序列、④「やる気」を支える資源の僅少さと仕組みの未整備、⑤先進事例が浸透しない／小地域・規模でもできる工夫、⑥ボトムアップ／オーダーメイドの館づくりのサポート（香川・鳥取・大阪等）、⑦社会福祉学の課題—同和地区隣保館の等閑視、⑧ Buraku Studies と Settlement Studies のディスコミュニケーション、といったことが挙げられる。参与調査を通じた、館職員や地域住民との「意見交換」や「情報提供」を大事にしながら、セツルメントの外部性を踏まえて、住民主体の地域福祉へと発展していく方途と仕組み（管理運営形態等）を検証・開発したいと考えている。

## 大学教育を通じて

静岡大学に赴任し、大学教育に本格的に携わるようになって10年が経ちつつある。特に、重視してきたのは「知る」「聞く」に留まらないアクションリサーチ／リサーチアクションである。具体的に、次のような作品を学生たちと制作してきた。

- ① LGBT スピーカー養成講座報告書 (2019)
- ② ハンセン病療養所とまちづくりー「今」と「将来」の狭間で (2019)
- ③ 朝鮮学校支援の現在と未来ー支援の「かたち」を再考する (2020)
- ④ 地域共生社会と隣保館に関する研究ー静岡県隣保館調査報告書 (2021)
- ⑤ 地域社会における自立生活運動と事業化のはざまで「継承」について考えるー静岡市障害者自立生活運動調査報告書 (2024)

学生たちが主体となった社会調査+ aを実施する機会を設け、マイノリティ・アクティビズムが、今、求めているものに接続(エンパワメント)できるように試みている。①と②は、マイノリティ学生とマジョリティ学生の共同によるものである。しかし、成果物が出るまでに2~4年かかるので、アウトプットを見ることなく卒業する者たちもいるのもどかしくもある。社会調査士認定科目を受講してくる学生たちも多いが、ある種の物足りなさも感じていた。マイノリティや地域が求める課題にアドホックに対応しつつ、当事者と接することで、学生たちのモチベーションを上げ、作業の速度を促進させ、成果物を出すまでにやや強引に繋げているが、クオリティは決して高いとは言えない。これらの取り組みは、今後、自身のフィールドワーク(質的調査)の研究・教育論として反省的にまとめたいと考えている。

## 最後にーこれから部落問題研究に臨もうとする人たちへ

これまでの報告を振り返ると、重きを置いてきたポイントとして、①マイノリティとマイノリティの関係性ー複合性・交差性、②舞台としての都市・地域：空間、人・集団・組織、歴史性を描く、③差別是正施策の機能と逆機能の評価：アフターマティブアクション、④マイノリティの主体性とアクティビズムーアクションリサーチ、⑤マジョリティの関わり方ーポジショナリティ、といったところになる。今後、A. セツルメント運動／隣保事業の再検討(40代の仕事)、B. アメリカ・ベイエリア(カリフォルニア州)と阪神エリアの比較研究(50代以降の仕事)に取り組んでいきたい。特に、Bについては、カリフォルニア大学バークリー校へのサバティカルを経験を経て、着想を得ることができた。部落問題研究の発信とともに、比較研究もまた重要であることを痛感した。

アカデミア(学会)の「需要」や社会運動／当事者からの「期待」というものは重要だが、受け身になりすぎず、自身のやりたいと思う研究課題を時流に流されず且つ政治的文脈に分け入って、信念を持って追究すれば良いのではないかと思う。もちろん、職業的研究者や活動家になることだけが道筋ではないはずだが、「社会学者」である場合(マジョリティとしての立場性にある私自身としては特に)、徹底して、「現場」「当事者」に関わり続けること(「付度」「情緒的」という意味ではなく)が望ましいと思う。